

第3章 「新成長経済」の実現に向けた戦略 —新たな「創造と成長」への道筋—

ここでは、前述の四本の柱に沿って、経済財政政策を戦略的に推進するための中期方針を示すことにする。特に、今後5年間のうち当初の2年間（2007年度及び2008年度（平成19年度及び20年度））を、「新成長経済」実現に向けた「離陸期」と位置付け、集中的に改革に取り組む。

（1）潜在成長力を高めるための大胆な改革

適切なマクロ経済運営の下、「基本方針2006」及び「経済成長戦略大綱」に沿って、潜在成長力を高めるための大胆な改革を進める。なお、「経済成長戦略大綱」については、毎年度定量的にローリングを行い改定する。

また、「アジア・ゲートウェイ構想」などオープン型社会を構築するための取組を行う。

（i）適切なマクロ経済運営

（安定的な経済財政運営）

この5年間の経験を踏まえれば、日本経済の自律回復力には相当の信頼を置くことができると考えられる。今後とも、政府は中期の財政運営方針を明確に示しつつ、経済成長と財政再建の両立に努め、安易な財政出動に頼らない安定的な経済財政運営を行う¹⁰。ただし、外生的なショックで経済危機に直面した場合など景気が例外的に極めて厳しい状況となった場合には、大胆かつ柔軟な政策対応を行う。

（適時適切な金融政策）

再びデフレに戻ることをないよう、民間需要主導の持続的な成長と両立する安定的な物価上昇率を定着させる必要がある。このため、日本銀行が、政府とマクロ経済運営に関する基本的視点を共有し、「進路と戦略」で示す経済の展望と統合的なものとなるよう、適時適切な金融政策を行うことを期待する。

（ii）生産性向上への取組

¹⁰ 安易な財政出動を行うことは、民間部門の自発的な発展を阻害する面を持つとともに、財政出動を終了した時点で、反動として経済にマイナスの効果をもたらす。これが景気変動の振幅を拡大し、ひいては中長期的な成長力を削ぐ可能性がある。

(ITとサービス産業の革新による生産性の向上)

産業横断的に生産性向上の最重要の手段となるのはITである。ITにより競争力の強化と中小企業の経営力の向上を促進するとともに、コンテンツ市場の拡大を図る。また、テレワーク人口の倍増を目指すなど、ITを活用した就業の機会の拡大を図る。

同時に、IT革新を支える次世代技術の展開を図るとともに、IT産業自身の国際競争力を強化するため、総合的な施策を推進する。

また、日本経済の7割を占めるサービス産業について、特に、健康・福祉、育児支援、観光・集客、コンテンツ、ビジネス支援、流通・物流の6分野に重点的に施策の展開を行うほか、サービス分野の革新に資する人材の育成やサービス統計の抜本的拡充を図り、生産性を抜本的に向上させる。

(労働市場の抜本的改革¹¹⁾)

複線型でフェアな働き方の実現により、働く人一人一人が「働くことへの誇り」や「働きがい」を感じられるようにするとともに、経済の活力を維持するため、以下の諸点から、労働市場の抜本的な制度改革や環境整備に取り組む。

- ①働き方へのニーズの多様化を踏まえた労働契約に関するルールの明確化、仕事と育児の両立、時間に縛られないホワイトカラーの働き方やテレワーク等の在宅勤務の普及など、関連制度の見直しや環境整備を進める。
- ②円滑な職探しや転職を容易にするための環境を整備する。官民連携の下、職業紹介や人材育成・職業訓練の機能を強化する。
- ③パート労働者への社会保険の適用拡大を進めるとともに、正規・非正規間の賃金などにおける処遇の均衡を目指し、性・年齢や雇用形態にかかわらず、労働者が納得して働くことができるフェアな労働市場の実現を図る。また、若者、女性、高齢者等に対し、それぞれのニーズに応じた就労支援を進める。

¹¹ 「労働市場の抜本的改革」は、適材適所の人材配置等により生産性の向上をもたらすものとして、「成長力の強化」の施策の中に位置付けているが、同時に、後述する再チャレンジ支援、「子育てフレンドリーな社会」の構築等にも資するものである。

- ④専門的・技術的分野の外国人労働者の受入れや適正な雇用管理の在り方等について検討を進める。

(民間の活動領域の拡大、規制改革)

「新成長経済」の実現に向け、規制改革を推進する。

民間の創意工夫により、国民のニーズを的確に捉えた様々なサービスが提供されるよう、公的関与の強いいわゆる官製市場の分野を始めとする規制改革を進めるとともに、効率性の低い政府部門に市場化テストを導入することなどにより、これらの市場をできる限り競争的なものとしていく。

(iii) 国際競争力の強化

(イノベーションの促進等)

2025年(平成37年)までを視野に入れた長期の戦略指針である「イノベーション25」を策定し、推進する。また、「第3期科学技術基本計画」、「イノベーション創出総合戦略」を踏まえ、イノベーション・スーパーハイウェイ構想等の施策の戦略的な推進、世界をリードする新産業群の創出や国家基幹技術の推進を図る。イノベーションの連続的な創出を促進するため、産学官協働による革新的研究開発の促進等を図るとともに、世界最高水準の特許審査の実現、戦略的な国際標準化活動の強化など、知的財産の創造・保護・活用の一層の推進を図る。さらに、国内産業の競争力強化、ハード・ソフトの物流インフラの戦略的・重点的な整備、資源・エネルギー政策の戦略的展開を図るとともに、アジア環境・エネルギー協力を進める。

(アジアと共に成長するメカニズムの強化)

WTOを基本として、EPA交渉を戦略的・効果的に展開するため、今春までに「EPA工程表」を改定する。また、引き続き、WTO体制の維持・強化に積極的に取り組む。さらに、東アジアにおける広域経済連携の研究の推進とOECDのような国際的体制の構築を図るとともに、APECへの積極的な取組を行う。アジア各国等の制度インフラ整備支援にも取り組む。

「日本文化産業戦略」を策定し、アニメや音楽等のコンテンツ、食文化や伝統文化等について、国際競争力と世界への情報発信力を強化する。

さらに、観光立国の実現に向けた諸施策を推進し、アジアとの交

流人口を拡大する。また、生活者としての外国人総合対策を推進するなど、多文化共生社会の構築を進める。

国益の増進に資する世界戦略を展開するため、経済連携の推進、戦略的な援助の実施、資源・エネルギーの確保などの政府の対外的機能を、在外公館等を通じて充実させる。

(制度インフラの整備による投資等の促進)

国際的に見たイコール・フットイングの確保等の観点から、税制、企業法制などの制度インフラの整備を推進し、日本の投資環境を魅力あるものとする。これにより起業や設備投資を促すとともに、対日直接投資を促進する。

同時に、金融資本市場を一層効率的で競争力のあるものとし、貯蓄から投資への流れを確かなものとする。また、企業のガバナンスを強化する。

(iv) 成長の鍵を握る人材

一人一人が能力を最大限発揮できる社会の構築、産学連携による人材育成の強化、人材の国際競争力の強化を図る。

具体的には、国語力の強化、理数教育の充実などにより、教育の質の向上を図り、2010年（平成22年）までに国際学力調査における世界トップレベルを目指す。産学双方向の人材流動化の促進、研究・技術人材の育成、健全性を確保した奨学金事業の充実等を図るとともに、高等教育の教育研究資金の確保と第三者評価に基づく重点投資を図る。

また、産学連携による実践的教育・訓練、地元企業技術者等を活用した理科授業やキャリア教育を推進するとともに、ものづくりに対する若者等の関心を高める。世界トップレベルの研究拠点の整備に向けて取り組むとともに、大学院教育の抜本的強化を図る。

さらに、質の高い留学生の確保に留意しつつ外国人留学生制度の充実や就職の支援を図るとともに、我が国とアジア等との若者レベルの人材交流を進める。また、優れた外国人研究者・技術者等の高度人材¹²の受入れ拡大、研修・技能実習制度の見直し、在留管理の強化を図る。

(v) 地域・中小企業の活性化等

¹² 「専門的・技術的分野」のうち、特に優秀な外国人研究者・技術者等をいう。

(地域の活性化)

地域が独自の取組を推進し、知恵と工夫にあふれた「魅力ある地域」に生まれ変わることができるよう、地方分権を推進するとともに、都市再生、中心市街地活性化、構造改革特区、地域再生などの取組を更に発展・継続させる。また、①地域の知恵を引き出して活かす、②地域の担い手・人づくりを進める、③地域固有の有形無形の資源を活かす、④国際交流・地域間交流を促す、⑤地域の持続的・自立的発展のための条件を整える、という五つの視点を踏まえ、地域への情報提供の充実、地域の担い手の新たなネットワークの構築、「頑張る地方応援プログラム」など地域活性化に係る各般の施策の充実強化を図る。あわせて、地域にとって使いやすいメニューとなるよう政府の施策の体系化を進めつつ、地域の様々な担い手による活性化の取組を支援する。

さらに、自律した広域的な地域経済圏の形成を進め、「道州制ビジョン」を策定するなど道州制実現のための検討を加速する。

(中小企業の活性化)

中小企業は我が国経済の活力の源泉である。地域の中小企業の知恵とやる気を活かした事業展開を支援することにより、地域資源などを活用した新商品・新サービス開発や販売を促進するとともに、中小企業者への資金供給の円滑化、研究開発の支援、中小小売商業、小規模企業等の振興、商店街の活性化を推進し、中小企業の活性化を図る。

(農林水産業の強化)

「21世紀新農政2006」に基づき、担い手への施策の集中化・重点化等により経営構造改革を推進するとともに、消費者等のニーズに対応した食料供給・消費システムを確立し、農林水産物・食品の輸出や食品産業の東アジアへの投資を促進するなど、「攻め」の農政を推進することにより、国内農業の体質強化を図る。また、バイオマス利用を加速化するなど農林水産業の新領域を開拓する。

森林の整備・保全と林業・木材産業の再生、国際競争力のある水産業への構造改革を推進する。

(2) 再チャレンジ可能な社会に向けて

「再チャレンジ支援総合プラン」に基づき、以下の取組を進める。

(長期デフレ等による就職難、経済的困窮等からの再チャレンジ)

キャリアコンサルティング、能力開発などによる総合的な就職支援やキャリア教育の推進、新卒一括採用システムの見直し、雇用機会の確保を進めることにより、フリーターの常用雇用やニートの職業的自立を促進する。また、有期労働契約を含めた労働契約全般に係るルールを明確化することや、パート労働者への社会保険の適用拡大などを進め、正規・非正規労働者間の均衡処遇を目指す。

多重債務の防止や相談充実等による救済に取り組むとともに、再チャレンジする起業家及び事業再生に取り組む中小企業者の資金調達への支援や不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資を推進する。

(機会の均等化)

子育て、長期の離職、心身の障害、保護者の経済環境、配偶者からの暴力、犯罪被害、犯罪歴等、様々な事情・困難を抱える人が、就労や学習に積極的にチャレンジできるよう、相談、助言、訓練、指導、情報や学習機会の提供、テレワークの促進等の取組や関係諸機関の連携を強化する。

(複線型社会の実現)

人生の各段階における働き方、学び方、暮らし方について選択肢を多様化するため、高齢者・団塊世代の活躍の場や大学・専修学校等と地域の産業界等との連携による社会人の学び直しの機会の拡大、農林漁業への就業支援(「人生二毛作」)を始めとするUJIターンへの支援や二地域居住への支援等を推進する。

(3) 健全で安心できる社会に向けて

(i) 持続可能で信頼できる社会保障制度の構築

(社会保障の一体的改革)

少子高齢化が進むことにより、社会保障費は今後とも増加していくことが予想される。社会保障制度を持続可能なものとするため、これまでの制度改革の効果を検証しつつ、中長期的な展望に立って、

改革努力を継続し、国民が負担可能な範囲となるよう制度全般にわたり不断の見直しを行う。また、雇用就業機会の確保や再チャレンジ支援策等により高齢者などの就業率の向上に努め、社会保障の支え手が増加する総合的な取組を強化する。

さらに、社会保障のための安定的な財源を確保し、将来世代への負担の先送りをやめる。

また、国民の利便の向上等の観点から、社会保障番号の導入などについても検討を行う。

(年金)

年金については、保険料納付実績や年金額の見込みを定期的に通知する「ねんきん定期便」などにより給付と負担に関する情報提供を充実させ、親切で国民に分かりやすい制度を確立する。また、被用者年金制度の一元化やパート労働者への社会保険の適用拡大を早期に実現する。基礎年金国庫負担割合については、「平成16年改正法」に基づき、所要の安定的な財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、2009年度（平成21年度）までに、2分の1に引き上げる。なお、新人口推計等の人口動向や将来的な経済動向等を踏まえ、年金財政の検証¹³に早急に着手する。

また、年金制度の運営を再構築し、国民の信頼を回復するため、社会保険庁を廃止・解体し、その機能を6分割¹⁴する。年金の財政責任・管理責任は国が担う一方、その運営業務は新たな非公務員型の公的新法人を設けて担わせるとともに、第三者機関により業務を振り分けし、民間へのアウトソーシングを積極的に進めるほか、特に悪質な滞納者については、国税庁に委託して強制徴収を行うこととする。国や公的新法人の組織人員は必要最小限とし、一層の合理化・効率化を図る。

(医療・介護)

政策の重点を予防へと移し、生活習慣病対策や介護予防を進める。また、健康寿命の延伸を図るとともに、イノベーションを通じて病気や障害のある人も能力をフルに活用できるように支援を行うための「新健康フロンティア戦略」を推進する。

医療・介護サービスについては、地域の提供体制を整備するとと

¹³ 厚生年金保険法等に基づく財政の現況及び見通しの作成。

¹⁴ 厚生労働省、公的新法人、民間委託、地方厚生局、全国健康保険協会及び国税庁に6分割。

もに、レセプトオンライン化など、サービスの質の維持向上を図りつつ、効率化等により供給コストを低減させていくための総合的な取組を計画的に推進する。

医療保険については、制度の持続可能性を確保し、現役世代の負担が過度なものとならないようにするためには、更なる改革が不可避であり、今後5年間の幅の中で、公的給付の内容・範囲及び負担と給付の在り方、診療報酬や薬剤費の在り方について見直しを行う。介護保険についても、保険料負担が過度なものとならないよう、次期事業計画の開始が2009年度（平成21年度）であることを念頭に置きつつ、公的給付の内容・範囲及び介護報酬の在り方についての見直しなど必要な改革に取り組む。

（生活保護・障害者施策）

生活保護については、自立支援を強化するとともに、低所得世帯の消費実態等を踏まえた生活扶助基準等の見直しを行う。

障害者については、その自立に向けた生活支援や職業的自立も視野に入れた就労支援を推進する。

（ii）少子化対策の推進による「子育てフレンドリーな社会」の構築

出産前後や乳幼児期における経済的負担の軽減を含めた総合的な対策、産科医療・小児医療システムの充実等安心して出産・子育てができる環境の整備、放課後子どもプランや保育サービス等の地域の子育て支援の充実など、子どもの成長に応じた総合的な子育て支援を行う。また、企業の子育て支援の促進、長時間労働の是正等従来の働き方を改革する。さらに、子どもの生命や家族・地域の絆の大切さが共有されるよう、社会の意識改革に取り組む。税制面でも子育てを支援するための取組を進める。

（iii）次代を担う子どもの育成

公教育の再生により、すべての子どもに質の高い教育を提供し、学力の向上を図るとともに、規範意識や情操を身につける方策を講ずる。また、家庭や地域の教育力を高め、社会全体として、地域ぐるみの教育の再生に取り組む。

いじめ問題への対応等に取り組むとともに、登下校時の安全対策や児童虐待の防止など、子どもの安全を確保する。また、幼児教育の将来の無償化について歳入改革にあわせて財源、制度等の問題を

総合的に検討しつつ、就学前教育についての保護者負担の軽減策を充実するなど幼児教育の振興を図る。

(iv) 安全・安心な社会に向けた環境整備

(「世界一安全な国、日本」の復活等)

地域社会と連携しつつ、子どもが犠牲となっている凶悪事件や飲酒運転による悲惨な事故への対策、組織犯罪や国際的な犯罪への対策、テロ対策等を進め、「世界一安全な国、日本」の復活に向けた治安再生を推進する。

防衛については、我が国の平和と安全及び国際社会の平和と安定を確保するため、引き続き弾道ミサイル等の新たな脅威や多様な事態への実効的な対応等を図りつつ、効率的な防衛力の整備を推進する。

(災害対策、消費者の安全確保等)

世界の模範となる安全・安心な社会を実現するため、災害対策について戦略的・重点的に取り組むとともに、公共交通・道路交通の安全対策、住まいや身近な施設・製品等の安全性の確保、バリアフリー環境の整備、食料の安定供給と安全の確保等に取り組む。また、裁判員制度の導入など司法制度改革を推進する。

さらに、適切な情報開示や市場監視機能の強化等により、透明で規律の高い公正な市場を確立し、経済活動における安心感を高める。

(v) 環境問題への積極的な取組による持続可能な社会の実現

脱温暖化社会づくり、循環型社会の構築、自然との共生等を進めるとともに、環境技術の開発等を通じた新規需要の創出等を目指すことにより、環境と経済を両立させ、持続可能な社会の実現を図る。京都議定書目標達成計画の実現を図るため、国民各層一体となって地球温暖化対策を加速する。地球温暖化に係る将来枠組み構築や生物多様性の保全、水・大気環境の改善、3R¹⁵や省エネ・新エネに係る制度・技術面での支援等の国際的な取組にリーダーシップを発揮する。

(vi) 文化芸術やスポーツの振興

世界に開かれ、文化、伝統や歴史を大切にする国を目指し、文化

¹⁵ 3R：廃棄物の発生抑制：Reduce、再使用：Reuse、再生利用：Recycle

芸術の振興を図る。また、生涯スポーツ社会の実現、国際競技力の向上等、スポーツの振興を図る。

(4) 21世紀にふさわしい行財政システムの構築に向けて

(i) 歳出・歳入一体改革の推進

(2011年度(平成23年度)に向けて)

「成長なくして財政再建なし」の理念の下、経済成長を維持しつつ、国民負担の最小化を第一の目標に、今後5年間で「基本方針2006」で示された歳出改革の内容を計画的に実施する。それでも対応しきれない社会保障や少子化などに伴う負担増に対しては、安定的な財源を確保し、将来世代への負担の先送りを行わないようにする。こうした取組を進め、まずは2011年度(平成23年度)には、国・地方の基礎的財政収支を確実に黒字化させる。

財政状況の厳しい国の基礎的財政収支についても、できる限り均衡を回復させることを目指し、国・地方間のバランスを確保しつつ、財政再建を進める。

地方については、国と歩調を合わせた抑制ペースを基本として歳出削減を行いつつ、歳入面では一般財源の所要総額を確保することにより、黒字基調を維持する。

(2010年代半ばに向けて)

国・地方の基礎的財政収支が黒字化する場合においても、利払いを含む財政収支は依然として大幅な赤字と見込まれるなど、財政健全化はまだ道半ばであり、世代間の公平の観点等にも留意しつつ、確実に財政健全化を進めていく必要がある。

2010年代半ばにかけては、基礎的財政収支の黒字化を達成した後も、国、地方を通じ収支改善努力を継続し、一定の黒字幅を確保する。その際、安定的な経済成長を維持しつつ、債務残高GDP比の発散を止め、安定的に引き下げること確保する。国についても、債務残高GDP比の発散を止め、安定的に引き下げることを目指す。

(ii) 「進路と戦略」による中期的目標の達成

「進路と戦略」に盛り込まれた財政健全化に向けた中期目標を確実に実現するためには、歳出・歳入一体改革が実効性を持つよう、各年度の

予算が目標の確実な達成と整合的であるかどうかを確認しながら、予算を編成する仕組みが必要である。具体的には、経済財政諮問会議において次のような取組を行う。

- ①各年度の予算（補正予算を含む。）が中期目標の実現に向けた歳出改革の計画的な実施と整合的であるか否かを、予算編成の要所（例えば、「予算の全体像」策定時、予算編成時等）において点検する。
- ②2011年度（平成23年度）に国・地方の基礎的財政収支を黒字化するために必要な「要対応額」¹⁶、歳出削減の内容の実行状況、国と地方の基礎的財政収支の推移等について分析を示す。
- ③また、「進路と戦略」の改定に合わせて、中期目標の達成を念頭に置きつつ、将来に向けた財政の姿を試算し、これを必要に応じて「予算の全体像」の際にも改定する。また毎年「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」において、それまでの実績等を踏まえたその後の歳出改革の内容について、必要な検証・見直しを行う。

こうした定期的な点検を通じて、安易な歳出増を避け、財政規律を維持することにより中期目標を確実に達成する。

（iii）予算編成の原則

国の予算編成は以下の原則に基づいて行う。

- 原則1：民間需要主導の経済成長を目指し、景気を支えるために、政府が需要を積み増す政策はとらない。
- 原則2：税の自然増収は安易な歳出等に振り向けず、将来の国民負担の軽減に向ける。
- 原則3：経済成長と財政健全化を両立させるため、中期的な視点を重視する。すなわち、税収の増える好況期に健全化のペースを速める一方、税収の落ち込む不況期にはペースを抑制するなど、柔軟に健全化に取り組む。
- 原則4：新たに必要な歳出を行う際は、原則として他の経費の削減で対応する。
- 原則5：国民への説明責任を徹底する。

（iv）税制改革

2007年（平成19年）秋以降に本格的・具体的な議論を行い、2007年度（平成19年度）を目途に税体系の抜本的改革を実現させるべく、取り組む。その際、「基本方針2006」で示された歳入改革の基本的考え方や与

¹⁶ 「基本方針2006」では16.5兆円程度。

党税制改正大綱を踏まえるとともに、歳出削減を徹底して実施した上で、それでも対応しきれない社会保障や少子化などに伴う負担増に対する安定的な財源を確保し、将来世代への負担の先送りを行わないようにする。

上記取組を円滑に進めるため、税制改革の基本的考え方について着実に検討を進める。

また、円滑、適正な納税のための環境整備が重要であり、納税者番号制度を含め、各般にわたる検討を行う。

(v) 効率的な行政の推進

「行政改革推進法」等に基づき、以下の取組を行い、簡素で効率的な政府を実現する。

- ① 公務員人件費に関しては、国家公務員の総人件費について10年間で対GDP比半減といった長期的な目安も念頭に置いて、国の行政機関の定員について5年で約1万9,000人以上の純減を行うなど、徹底して削減する。また、公務員の人事管理、再就職管理など公務員制度全般についての見直しを行う。
- ② 2008年度（平成20年度）から政策金融機関を確実に新体制に移行させるとともに、2008年度（平成20年度）末における政策金融の貸付残高の対GDP比を2004年度（平成16年度）末に比べて半減させる。
- ③ 郵政民営化法の基本理念に沿って、2007年（平成19年）10月からの郵政民営化を円滑かつ確実に実施する。また、公共サービス改革法に基づく市場化テストの積極的な実施により、官業を広く民間に開放し、民間活力を最大限活用する。独立行政法人については、「当面の独立行政法人の見直しの基本的方向について」¹⁷を踏まえつつ、市場化テストの積極的な活用などを通じ、業務・組織全般の見直しに取り組む。
- ④ 特別会計の統廃合、剰余金の繰越しなど一般会計と異なる取扱いの整理等、特別会計の大幅な見直しを実行に移す。政府資産・債務改革については、「行政改革推進法」に基づき、2015年度（平成27年度）末に国の資産規模対GDP比の半減を目指し、国の資産を約140兆円規模で圧縮する。道路特定財源については、「道路特定財源の見直しに関する具体策」（平成18年12月8日閣議決定）に基づく見直しを行う。
- ⑤ PDCAをより強化した予算編成プロセス、公会計制度、予算書・

¹⁷ 「18年度以降当面の独立行政法人の見直しの基本的方向について」（平成18年5月23日）

決算書の改革等を進める。

- ⑥21世紀にふさわしい行政機構の抜本的な改革、再編や、道州制の本格的な導入に向けた「道州制ビジョン」の策定など、行政全体の新たなグランドデザインを描く。

こうした改革とあわせ、公共事業については、これまでの改革努力を継続する中で、地域の自立・活性化、我が国の成長力強化、防災・減災等による安全・安心の確保等、真に必要な社会資本の整備を、重点化・効率化を徹底しながら実施する。その際、明確なPDCAに基づき、個別事業の評価を厳格化するとともに、その予算への反映を強化する。また、入札談合の廃絶に向けた取組を行う。

(vi) 地方分権と地方行財政改革

国の取組と歩調を合わせて、引き続き地方歳出の改革に取り組むとともに、以下の方針の下、地方分権改革等を進める。

- ①「地方分権改革推進法」(平成18年法律第111号)に基づいて、必要な法制上又は財政上の措置等を定めた「地方分権改革推進計画」を策定し、「新分権一括法案(仮称)」を3年以内に国会に提出する。これによって、国は、国が本来果たすべき役割を重点的に担い、地域の住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねる。
- ②国・地方の財政状況を踏まえつつ、交付税、補助金の見直しとあわせ、税源移譲を含めた税源配分の見直しを行うなど、一体的に検討する。
- ③地方公共団体間で財政力に隔たりがある現状を踏まえ、その格差の縮小を目指す。
- ④簡素な新しい基準による地方交付税の算定方式を2007年度(平成19年度)から導入し、国の関与の縮小に応じ、順次拡大を図る。
- ⑤地方公共団体の財政運営に規律を与え、財政健全化を促すため、新たな再生制度を2年以内に整備する。
- ⑥地方公共団体に対して「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」(平成18年8月31日)等を踏まえ、より一層行財政改革に取り組むよう促す。